3　地共済規程第百十六条の規定により行う弔慰金及び家族弔慰金の請求は、組合員又はその被扶養者が法第二十一条に規定する状態に該当するものであるときは、地共済規程第百十六条第二項第一号に規定する市町村長又は警察署長の証明書に代えて、これらの者が行方不明となった事実又は死亡した事実を明らかにすることができる書類を併せて提出しなければならない。

4　地共済規程第百三十四条（地共済規則第十二条の十第一項において準用する場合を含む。）の規定により行う遺族共済年金の決定の請求は、組合員又は組合員であった者が法第二十一条に規定する状態に該当するものであるときは、地共済規程第百三十四条第二項第三号（地共済規則第十二条の十第一項において準用する場合を含む。）に掲げる書類に代えて、これらの者が行方不明となった事実又は死亡した事実を明らかにすることができる書類を併せて提出しなければならない。

5　地共済規程第百三十七条（地共済規則第十二条の十第一項において準用する場合を含む。）の規定により行う遺族共済年金の転給の申請（地共済法第九十九条の七の規定により遺族共済年金を受ける権利を失った者がある場合に限る。）は、遺族共済年金の受給権者が法第二十一条に規定する状態に該当するものであるときは、地共済規程第百三十七条第二項第一号（地共済規則第十二条の十第一項において準用する場合を含む。）に規定する地共済法第九十九条の七第一項各号のいずれかに該当する事実を証明する書類に代えて、その者が行方不明となった事実又は死亡した事実を明らかにすることができる書類を併せて提出しなければならない。

（退職による改定の請求の特例）

第二条　平成二十三年三月一日から法第九十六条に規定する厚生労働大臣が定める日までの間に退職した者であって、かつ、同条第一号に規定する厚生労働大臣が定める区域に住所を有するものに係る地共済法第七十九条第三項の規定による退職共済年金の額の改定の請求については、地共済規程第百二十三条（地共済規則第十二条の十第一項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、地共済規程第百二十三条第一項（地共済規則第十二条の十第一項において準用する場合を含む。）に規定する退職共済年金改定請求書を提出することを要しないものとすることができる。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省令第二十七号

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）を実施するため、並びに国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第百二十四条の二第四項及び第百二十七条の規定に基づき、東日本大震災に対処するための国家公務員共済組合法の特例等に関する省令を次のように定める。

平成二十三年六月十日

財務大臣　野田　佳彦

東日本大震災に対処するための国家公務員共済組合法の特例等に関する省令

（国共済法の死亡に係る給付の決定の請求の特例）

第一条　国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号。以下「国共済規則」という。）第九十七条の規定により行う支払未済の給付の請求は、国家公務員共済組合法（以下「国共済法」という。）による給付の支払を受けるべきであった者でその支払を受けなかったものが東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（以下「法」という。）第三十二条に規定する状態に該当するものであるときは、国共済規則第九十七条第二項第二号に掲げる書類に代えて、その者が行方不明となった事実又は死亡した事実を明らかにすることができる書類を併せて提出しなければならない。

2　国共済規則第百八条の規定により行う埋葬料及び家族埋葬料の請求は、組合員若しくは組合員であった者又は組合員の被扶養者が法第三十二条に規定する状態に該当するものであるときは、国共済規則第百八条ただし書に規定する死亡の事実を証明する書類に代えて、これらの者が行方不明となった事実又は死亡した事実を明らかにすることができる書類を併せて提出しなければならない。

3　国共済規則第百十二条の規定により行う弔慰金及び家族弔慰金の請求は、組合員又はその被扶養者が法第三十二条に規定する状態に該当するものであるときは、国共済規則第百十二条に規定する市町村長又は警察署長による当該死亡に関する事実を証明する証拠書類に代えて、これらの者が行方不明となった事実又は死亡した事実を明らかにすることができる書類を併せて提出しなければならない。

4　国共済規則第百十四条の二十六の規定により行う遺族共済年金の決定の請求は、組合員又は組合員であった者が法第三十二条に規定する状態に該当するものであるときは、国共済規則第百十四条の二十六第二項第一号に掲げる書類に代えて、これらの者が行方不明となった事実又は死亡した事実を明らかにすることができる書類を併せて提出しなければならない。

5　国共済規則第百十四条の二十九第三項において読み替えて準用する同条第一項の規定により行う遺族共済年金の転給の申請は、遺族共済年金の受給権者が法第三十二条に規定する状態に該当するものであるときは、国共済規則第百十四条の二十九第三項において読み替えて準用する同条第二項に規定する事実を証する書類に代えて、その者が行方不明となった事実又は死亡した事実を明らかにすることができる書類を併せて提出しなければならない。

（退職による改定の請求の特例）

第二条　平成二十三年三月一日から法第九十六条に規定する厚生労働大臣が定める日までの間に退職した者であって、かつ、同条第一号に規定する厚生労働大臣が定める区域に住所を有するものに係る国共済法第七十七条第四項の規定による退職共済年金の額の改定の請求については、国共済規則第百十四条の五の規定にかかわらず、同条第一項に規定する請求書を提出することを要しないものとすることができる。

（継続長期組合員に係る組合員期間の通算の特例）

第三条　公庫等職員（国共済法第百二十四条の二第一項に規定する公庫等職員をいう。以下この条において同じ。）として在職していた継続長期組合員（同条第二項に規定する継続長期組合員をいう。）が、東日本大震災（法第二条に規定する東日本大震災をいう。）に対処するため、引き続き再び組合員の資格を取得した後、その者が引き続き再び同一の公庫等（国共済法第百二十四条の二第一項に規定する公庫等をいう。）に公庫等職員として転出をしたときは、国共済規則第百二十八条の三の規定中「六月」とあるのは、「一月」とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第三条の規定は、平成二十三年三月十一日から適用する。

規　則

○国家公安委員会規則第十号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第三条第四号、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第四条第一項第三号、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第一号、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条第一項第十七号、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）第三条第四号及び道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第五十一条の八第三項第二号ハの規定に基づき、警備業の要件に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十三年六月十日

国家公安委員会委員長　中野　寛成

警備業の要件に関する規則等の一部を改正する規則

（警備業の要件に関する規則の一部改正）

第一条　警備業の要件に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第八号中「第百九十八条第一号、第二号、第三号の二」を「第百九十七条の二第十号の四若しくは第十号の五、第百九十八条第一号、第三号」に改める。

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第七条第八号中「第百九十八条第一号、第二号、第三号の二」を「第百九十七条の二第十号の四若しくは第十号の五、第百九十八条第一号、第三号」に改める。

（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成三年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第一条第八号中「第百九十八条第一号、第二号、第三号の二」を「第百九十七条の二第十号の四若しくは第十号の五、第百九十八条第一号、第三号」に改め、同条第四十号中「第十三条の二第十四号」を「第十三条の二第十三号」に改める。